

# まほろば秦野通信

平成30年6月20日

タイトル	専門の相談員が一堂に会し、行政・法律合同特設相談会を開催 ～登記・税金・年金・相続・成年後見など～
When (いつ)	7月7日(土曜日) 午前10時から午後4時まで (正午から午後1時は除く)
Where (どこで)	保健福祉センター(秦野市緑町16-3)
Who (だれが)	●相談を受けることができる人： 秦野市在住・在勤の人で、相続や相続税、遺言書や成年後見、 金銭債務、年金、社会保険、行政上の問題などでお困りの方 ●相談員： 司法書士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・行政 書士・行政相談員・技能士など
What (なにを)	・不動産の相続、売買などの登記 ・相続税を払うか、生前贈与にするか、税額はどう変わるの？ ・老後の財産管理、成年後見制度ってどんな制度ですか？ ・遺族年金、厚生年金、国民年金。受給手続きがわからない。 など、テレビで見たり、インターネットで調べてみたけれど、 実際は何が正しいのか。なんとなく不安だけれど、誰に相談し たらよいかわからない場合なども、受付時に、相談概要を伺 い、適切な専門相談員、相談窓口を案内します。
How (どのように)	相談の申し込み受け付けは、6月15日(金曜日)から。 各相談には定員あり。先着順。
Why (なぜ)	土曜日に合同特設相談会を開催することで、平日、仕事で相 談できない人や、一人で相談することが不安な人が、夫婦、家 族と一緒に相談を受けることができます。また、専門相談員が 一堂に会するので、相続手続き、相続税、年金手続きなど1日 で複数の相談を聞くことも可能です。
How much (予算)	相談費用は無料です。
過去の実績	【平成29年度相談件数】 7月8日：86件、10月14日：73件
今後の取り組み	今回は、10月6日(土曜日)に開催予定。(年2回実施)
ホームページURL	<a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000290/index.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000290/index.html</a>
問い合わせ	市民相談人権課市民相談担当 担当：二宮 電話0463(82)5128